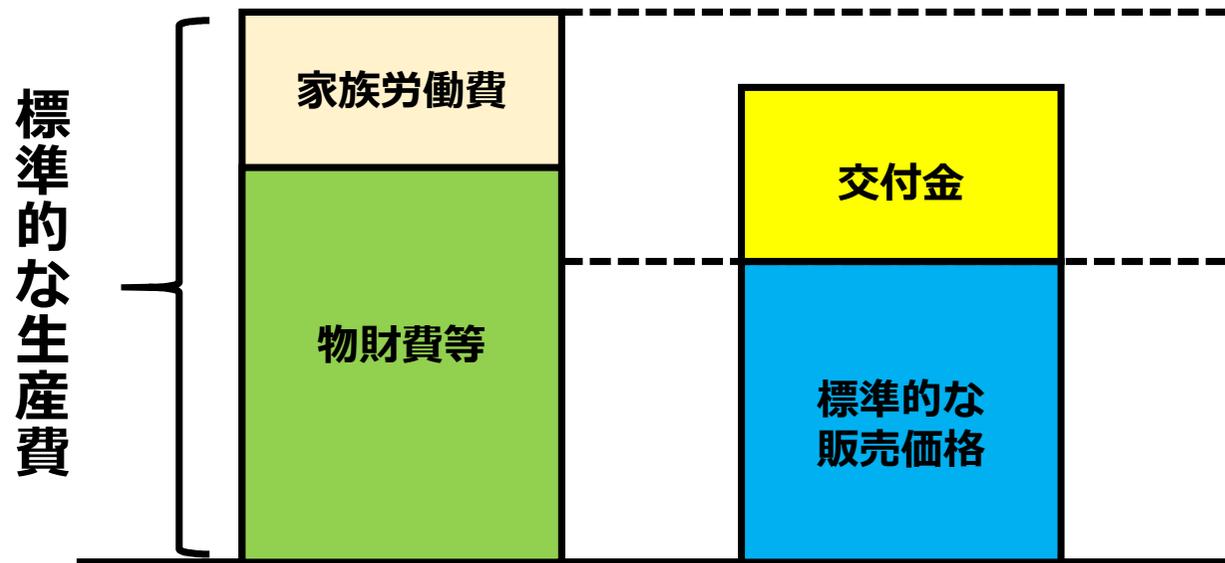


畜産物の価格安定に関する法律及び 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

畜産業を振興するため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。具体的には、肉用牛・肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、（独）農畜産業振興機構がその差額を補てんするための交付金を交付。併せて、旧来の買入れ・保管・売渡しによる市場介入・需給操作を行う牛肉・豚肉の価格安定制度（近年発動実績が全くなし）を廃止する。



※政府提出法案では施行期日を「環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日」となっているが、民進党案では、畜産振興が急務であることから「公布の日から施行する」としている。